

重要

国保の資格を喪失したあとに 医療機関を受診した場合の手続きについて

職場の健康保険に加入した場合は、14日以内に国保の資格喪失の届け出をしなければなりません。（※自動では切り替わりません）

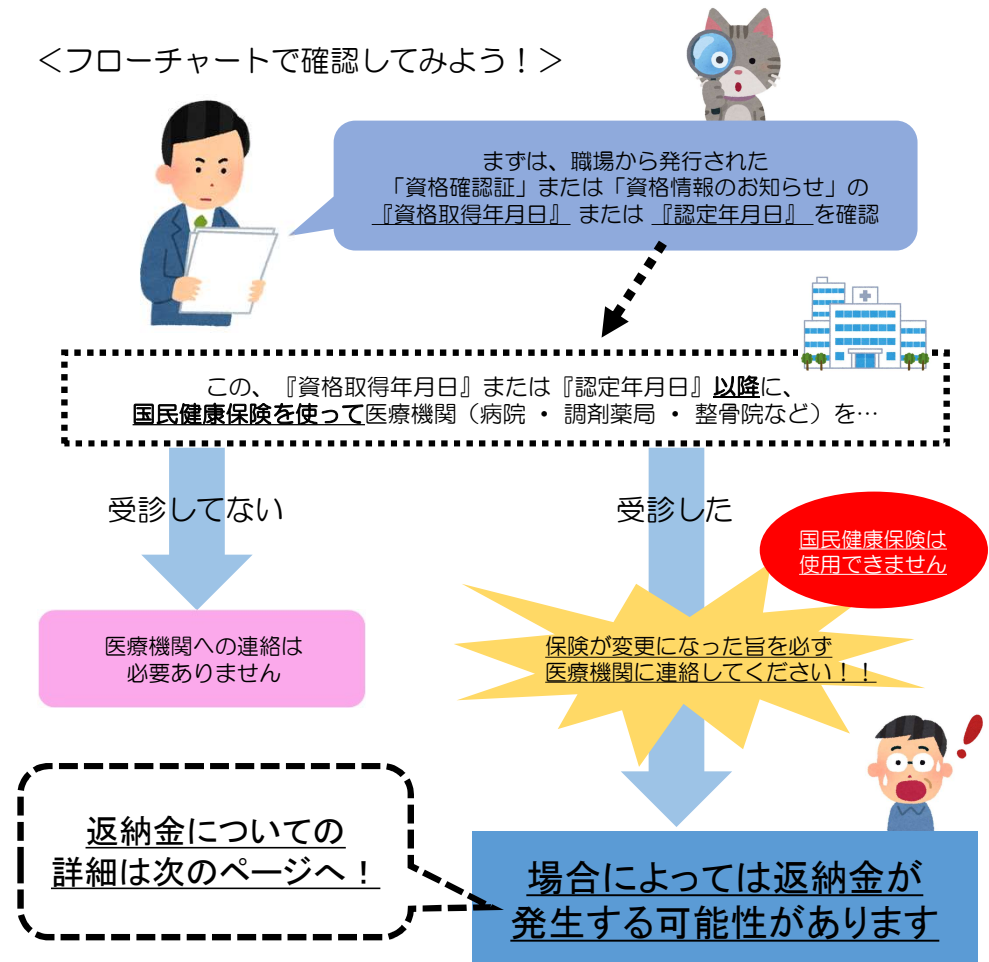
※たとえ職場の健康保険証の手続きが完了する間であっても国民健康保険を使って受診をしてはいけません。

※誤って国民健康保険を使って医療機関を受診した場合は、保険が変更になったことをすぐに医療機関（病院・調剤薬局・整骨院など）に連絡してください。

<フローチャートで確認してみよう！>


平戸市役所

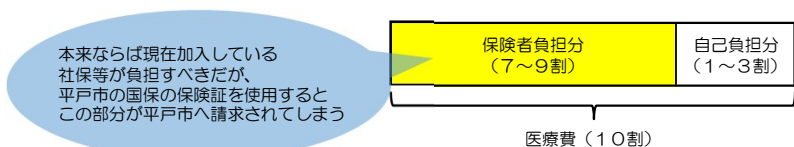
健康ほけん課国保年金班



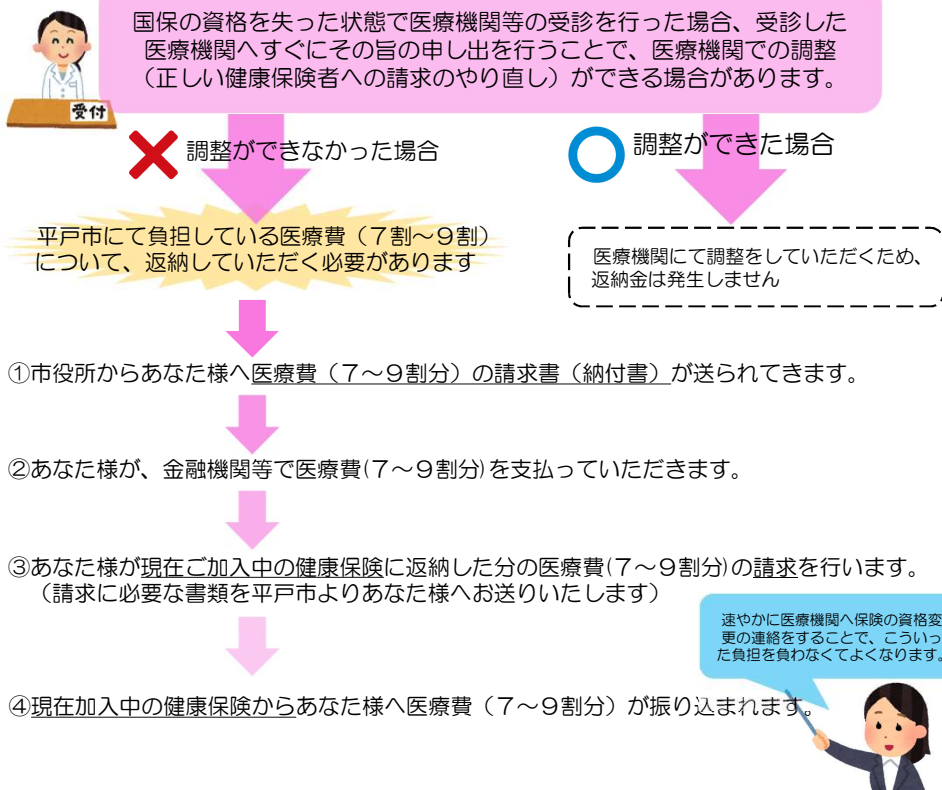
国保の資格喪失後受診に伴う返納金とは??

社会保険への加入または平戸市外へ転出された方は、平戸市の国民健康保険（国保）の資格を失います。（届け出が遅れて遡って国保の資格を喪失した場合も同様です）

資格を失っている期間に国民健康保険を使用して医療機関を受診（喪失後受診）した場合、本来は新しく加入された健康保険または転出先の国保にて負担すべき医療費（7割～9割）を平戸市が立て替えて支払いをしている状態となっていることから、返納をしていただく必要が出てきます。（民法第703条の規定（不当利得の返還義務））



<資格喪失後受診があった時の事務の流れ>



よくあるご質問

- Q. 国民健康保険税は支払ったのですが、保険税とは違うのですか？
- A. 医療費返還については、平戸市の国保が負担した医療費をお返しいただくもので保険税とは異なります。なお、保険税については国民健康保険の資格がなくなった日の前月分までの計算となっており、別途精算となります。
- Q. 新しい健康保険から交付される書類（資格確認書または資格情報のお知らせ）が届くのに時間がかかった、またはマイナポータル情報の更新がまだだったため、国民健康保険を利用したのですが。
- A. そのような場合であっても、新しい健康保険の資格を取得した後は平戸市の国保の資格は無くなっていますので、平戸市国保は使ってはいけません。
- Q. 市外へ転出した後も知らずに使ってしまったのですが。
- A. 転出先の市町村で国保加入の手続きをしていなくても、市外へ転出した場合は市外への転出日以降（転出が海外の場合は転出日の翌日以降）は平戸市の国保は使ってはいけません。
- Q. 新しい健康保険から交付される書類（資格確認書または資格情報のお知らせ）ができるまで、またはマイナポータル情報が更新されるまでの間は病院に行けないのですか？
- A. 医療機関の窓口で健康保険の切り替え手続き中であることを申し出てください。その日は一旦、10割を支払うこととなりますが後日精算をしてもらえることがあります。また、病院が精算をしきれなかった場合は新しく加入した健康保険へ請求することもできます。

※保険は正しく使いましょう※

保険を誤って使用した場合は、医療費を平戸市へ返納したり新しい健康保険へ請求をしたりと経済的・時間的に大きな負担がかかります。

そのような手続きを発生させないためにも、ほかの健康保険へと加入した場合は速やかに国保の喪失手続きをしてください。

脱退後は月の途中であっても必ず、現在かかっている医療機関等へ新しい保険の提示をお願いします。



問い合わせ先：平戸市役所 健康ほけん課 国保年金班 TEL：0950-22-9124